

平成19年度実施事業行政評価（事務事業評価・施策評価）のまとめ

平成19年度に実施した事務事業の評価は、374事業を部局長が一次評価をした後、行財政改革推進本部幹事会により施策レベルでの視点を加えた評価を行い、行財政改革推進本部が最終的な評価を行った。

また、第6次総合計画における106の施策に合わせて現事業の評価を行財政改革推進本部幹事会でを行った後、行財政改革推進本部が最終的な評価を行った。

1. 事務事業評価の結果

374の事務事業について、評価区分に基づき評価を行った結果は、次のとおりである。

評 価	人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち	人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち	人でにぎわう産業と経済の活力あるまち	人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち	人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち	人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち	計
廃止（妥当性無し）	0	2	0	0	1	1	4
廃止（手段不適）	0	0	0	0	0	0	0
廃止（効果無し）	0	2	0	0	0	0	2
廃止（事業重複）	0	0	0	0	1	0	1
国の業務	0	0	0	0	0	0	0
国（効果的）	0	0	0	0	0	0	0
県の業務	0	0	0	0	0	0	0
県（効果的）	0	0	0	0	0	0	0
県（市困難）	0	0	0	0	0	0	0
現行どおり	65	92	32	25	33	34	281
ニーズ再把握	0	1	0	2	3	0	6
内容見直し	2	0	0	4	6	3	15
事業統合	0	0	0	0	0	0	0
事業規模縮小	0	0	0	0	0	2	2
事業規模拡大	12	12	10	6	8	7	55
事業効率化	0	0	0	0	1	3	4
財源確保	0	0	0	0	0	0	0
補助引き下げ	0	0	0	0	0	0	0
補助引き上げ	0	0	0	0	0	0	0
委託検討	0	1	0	0	1	0	2
委託実施	0	0	0	0	0	0	0
委託拡大	1	0	0	0	1	0	2
委託先変更	0	0	0	0	0	0	0
行政役割終了	0	0	0	0	0	0	0
民間実施	0	0	0	0	0	0	0
計	80	110	42	37	55	50	374

それぞれの評価区分に該当する事務事業は、概ね次のとおりである。

- ①「廃止（妥当性無し）」と評価された事務事業は、事業が終了する北陸中央病院移転対策費補助金、小矢部市環境センター（焼却施設）解体及びストックヤード整備事業であり、事業を市が行うことに妥当性がないとした生活困窮者援護事業費、財団法人小矢部市福祉事業団事業である。

事務事業評価区分

評価区分	評価内容
廃止（妥当性無し）	実施する妥当性がない
廃止（手段不適）	目標の達成手段として不適當である
廃止（効果無し）	効果がない、あるいは薄い
廃止（事業重複）	他の事業と重複している
国の業務	本来国の業務である
国（効果的）	国が実施する方が効率的である
県の業務	本来県の業務である
県（効果的）	県が実施する方が効果的である
県（市困難）	市で対応することが難しい
現行どおり	現行通り進めることが望ましい
ニーズ再把握	利用ニーズの再把握が必要である
内容見直し	事業内容の抜本的な見直しが必要である
事業統合	事業統合、あるいは段階的廃止が必要である
事業規模縮小	事業規模の縮小が必要である
事業規模拡大	事業規模の拡大が必要である
事業効率化	業務処理の効率化を図るべきである
財源確保	財源確保の努力をすべきである
補助引き下げ	補助額、あるいは補助率を引き下げるべきである
補助引き上げ	補助額、あるいは補助率を引き上げるべきである
委託検討	民間委託を検討すべきである
委託実施	民間委託を実施すべきである
委託拡大	民間委託の対象を拡大すべきである
委託先変更	民間の委託先を変更すべきである
行政役割終了	行政の役割が終了している
民間実施	民間が実施する方が効果的・効率的である

- ②「廃止（効果無し）」と評価された事務事業は、日常生活用具給付事業、家庭介護慰労事業である。

- ③「廃止（事業重複）」と評価された事務事業は、県土美化推進事業である。

- ④「ニーズ再把握」と評価された事務事業は、児童クラブ育成事業、市営バス運行事業、市町交流事業、防火水槽新設事業、消火栓整備委託事務、交通事故被害者救済事業である。

- ⑤「内容見直し」と評価された事務事業は、石動コミュニティセンター管理運営、ふるさと歴史館管理運営事業、定住促進対策事業、観光パンフレット発行費、国際交流推進事業、国際交流員設置事業、動植物保全活動事業費、花と緑の銀行推進費、公共下水道施設整備事業、下水道事業推進費、じんあい収集処理事業、防火意識の啓発事業（組織）、市政バス事業、行政評価事業、広域行政事務である。

- ⑥「事業規模縮小」と評価された事務事業は、車両管理事務、福利厚生である。

- ⑦「事業規模拡大」と評価された事務事業は、公民館管理運営事業（その他）、図書館管理運営事業、おやバススポーツクラブ、体育施設改修事業、社会教育主事・スポーツ専門員派遣事業、教育センター管理運営費、小学校大規模改造事業、小学校英語教育推進事業、情報教育環境整備事業、事務局運営費（奨学金事務）、クロスランドおやべ管理運営事業、文化財保護事業、がん検診事業、健康教育事業、妊産婦健診事業、育児等健康支援事業、精神障害者社会復帰施設運営補助等事業、民間保育所運営費、乳・幼児及び妊産婦医療費助成事業、放課後児童健全育成事業、子ども家庭支援センター事業、家庭児童相談室設置事業、緊急通報装置設置事業、国民健康保険事業の資格管理事務、水田農業構造改革推進事業費、牧野放牧管理費、稲葉山ふれあい動物広場管理運営事業、市単土地改良事業、経営改善普及事業、園芸振興事業費、企業誘致活動、県融資制度に対する保証料の助成、

中心市街地・商店街活性化事業、消費者グループ活動支援、石動駅南土地地区画整理事業、土地対策要綱事業、市有財産管理事務、道路維持補修事業、公園施設管理費、観光宣伝事業、地球環境保全対策事業、環境センター管理事業、おやべの木活用促進事業、林政推進費、不明水調査事業、防災事務、木造住宅耐震改修事業、消防管理費、市勢総合計画策定事務、自治会連合会事務、人権擁護事務、公文書等史料管理事務、窓口関係事務、行財政改革推進事業、人事評価である。

⑧「事業効率化」と評価された事務事業は、消防署及び消防団運営事業、基金管理事務、議長等秘書業務、情報管理（基幹系システム）事務である。

⑨「委託検討」と評価された事務事業は、保育所運営費、防火意識啓発事業（事業）である。

⑩「委託拡大」と評価された事務事業は、学校給食センター管理運営事業、狂犬病予防対策費である。

2. 施策評価の結果

第6次総合計画における106の施策に対し、方向性区分に基づき評価を実施した結果は、次のとおりである。

方向性	人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち	人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち	人でにぎわう産業と経済の活力あるまち	人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち	人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち	人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち	計
廃止	0	0	0	0	0	0	0
国	0	0	0	0	0	0	0
県	0	0	0	0	0	0	0
市（現行どおり）	13	19	9	12	13	8	74
市（内容規模見直し）	4	1	6	7	8	4	30
市（民間活力見直し）	0	1	0	0	1	0	2
民間	0	0	0	0	0	0	0
計	17	21	15	19	22	12	106

それぞれの方向性に該当する施策は概ね次のとおりである。

①「市（内容規模見直し）」とされた施策は、公民館の充実、指導者の育成と指導体制の充実、高等学校・高等教育の充実、就

学支援の充実、子育て支援の充実、地元企業の支援、おやべブランドの確立、誘致活動の充実、経

施策の方向性区分

方向性区分	方向性の内容
廃止	廃止すべきである
国	国が実施すべきである
県	県が実施すべきである
市（現行どおり）	市で現行どおり実施する
市（内容規模見直し）	市で実施することが適当であるが、事業内容や規模の見直しが必要である
市（民間活力見直し）	市で実施することが適当であるが、民間活力の活用方法の見直しが必要である
民間	民間が実施すべきである

営基盤の強化、地域商業の活性化、消費者と進める商業の育成、市街地の整備、公園・緑地の管理整備の充実、住宅政策の充実、バス運行体制の維持・充実、観光誘客・PRの充実、地域間交流の促進、国際交流の推進、自然環境の保全、エネルギーの有効活用、治山対策、下水道事業・浄化槽設置事業の計画的な推進、防災体制の充実、消防・救急関連施設・設備の充実、消防力の強化・充実、人権教育・啓発の推進、市民サービスの向上、職員の意識改革と組織の活性化、広域行政の推進である。

②「市（民間活力見直し）」とされた施策は、保育の充実、火災予防の推進である。

※ 評価した第6次総合計画基本目標に含まれる施策

「人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち」は、生涯学習推進体制の充実、公民館の充実、生涯学習活動内容の充実、生涯スポーツ活動の充実、生涯スポーツ施設の充実、指導者の育成と指導体制の充実、幼児教育環境の充実、義務教育施設の充実、義務教育内容の充実、教育環境の向上、高等学校・高等教育の充実、就学支援の充実、青少年関連施設、活動の場の充実、文化施設の充実、文化芸術活動の促進、文化財の保存・活用、郷土芸能・伝統芸能の継承と活用が含まれる。

「人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち」は、健康管理体制の強化、保健事業の充実、心の健康づくりの推進、健康づくり活動の推進、救急医療体制の充実、地域福祉活動の促進、福祉のまちづくりの推進、保育の充実、子育て支援の充実、ひとり親家庭等への支援、超高齢社会への対応、生きがい対策の充実、高齢者組織の育成、在宅サービスの充実、施設サービスの充実、障害福祉サービス提供基盤の整備充実、自立と社会参加の促進、介護保険制度の充実、国民健康保険制度の充実、国民年金制度の普及・啓発、生活支援制度の充実と自立の助長が含まれる。

「人でにぎわう産業と経済の活力あるまち」は、農村環境保全の推進、農業経営の安定化、付加価値を高める農業の推進、農業農村基盤の整備、食育・地産地消の推進、地元企業の支援、地域産業の育成、おやべブランドの確立、誘致基盤の整備、誘致活動の充実、創業者支援の推進、経営基盤の強化、地域商業の活性化、消費者と進める商業の育成、雇用の促進、就労への支援、勤労者福祉対策の充実が含まれる。

「人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち」は、市街地の整備、美しい景観の創出、新たな都市軸の形成、総合的な土地利用計画の推進、高規格道路、国道及び県道等の整備促進、市道の整備推進、公園・緑地の管理整備の充実、住宅政策の充実、良好な住宅環境づくり、市営賃貸住宅の充実、鉄道の利便性の向上、バス運行体制の維持・充実、情報ネットワーク基盤の整備、ケーブルテレビ事業の推進、観光資源の整備・活用、観光受入れ体制の充実、観光誘客・PRの充実、地域間交流の促進、国際交流の推進が含まれる。

「人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち」は、自然環境の保全、エネルギーの有効活用、森林資源の適正な管理、森林資源の育成・活用、治山対策、除雪・克雪のまちづくり、安定した水の供給、下水道事業・浄化槽設置事業の計画的な推進、ごみの収集・処理体制の充実、環境衛生と美化推進、公害の防止対策の推進、防災体制の充実、災害に強いまちづくり、消防・救急関連施設・設備の充実、消防力の強化・充実、火災予防の推進、救急・救命体制の強化、交通安全活動の充実、安全なまちづくり推進センターの充実、犯罪の防止が含まれる。

「人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち」は、市政への参画機会の拡大、コミュニティ活動の促進、意識啓発の推進、人権教育・啓発の推進、人権擁護対策の強化、広報・広聴の充実、情報公開の推進、市民サービスの向上、効率的な行財政運営の推進、職員の意識改革と組織の活性化、広域行政の推進、納税環境の充実が含まれる。

3. 外部評価の結果

行政評価について、市民等による行政とは異なる外部の視点を確保し、評価の客観性及び信頼性を高める目的で、小矢部市外部評価委員会を設置した。県内市町村では初めての試みであり、374の事務事業の中から市民生活に身近な事業や事業規模の大きい15事業を選び、担当課の調書をもとに外部評価委員によるヒヤリングを実施し、評価を行っていただいた。6名の外部評価委員の評価は、次のとおりであった。

事務事業名	外部評価委員評価									
	県 (効果的)	現 行 ど お り	ニ ー ズ 再 把 握	内 容 見 直 し	事 業 統 合	事 業 規 模 縮 小	事 業 規 模 拡 大	補 助 引 き 上 げ	委 託 検 討	委 託 実 施
防災事業		1					5			
市営バス運行事業			3			2			1	
男女共同参画推進事業		3		1						1
国際交流員設置事業		4		1						
寿永荘・公衆浴場助成事業		1	1		2			1		
乳・幼児及び妊産婦医療費助成事業		3				1	1			
牧野放牧管理事業		2							2	1
道路維持補修事業		4							1	
観光宣伝事業		1		2			2			
石動駅南土地地区画整理事業	4	1								
救急業務推進事業		6								
ふるさと博物館管理運営事業		2		1			1		2	
学校給食センター管理運営事業									1	4
公共下水道施設整備事業			2	3						
地域おやべっ子教室推進事業		2	2							1

- ① 概ね現行どおりの評価がされたのは、男女共同参画事業、国際交流員設置事業、乳・幼児及び妊産婦医療費助成事業、道路維持補修事業、救急業務推進事業である。
- ② 概ね事業内容を見直す、規模拡大の評価がされたのは、防災事業、観光宣伝事業である。
- ③ 概ね委託検討、委託実施の評価がされたのは、牧野放牧管理事業、学校給食センター管理運営事業である。
- ④ 概ねニーズ再把握と評価されたのは、市営バス運行事業、公共下水道施設整備事業、地域おやべっ子教室推進事業である。

4 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会は、平成20年度から教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表しなければならない。

このことから、今年度の行政評価の中から、教育委員会が所管する80事業に係る事務事業評価、外部評価が行われた3事業の評価及び教育委員会が関係する第6次総合計画における18施策の施策評価を抜き出し、その評価結果を公表する。

(1) 事務事業評価の結果

80の事務事業について、評価区分に基づき評価が行われた結果は、次のとおりである。

評 価	人をはぐくむ教育 と歴史文化がかお るまち	人がやすらぐ健康 と福祉にいだかれ るまち	計
現行どおり	63	2	65
内容見直し	2	0	2
事業規模拡大	12	0	12
委託拡大	1	0	1
計	78	2	80

現行どおりを除き、それぞれの評価区分に該当する事務事業は、次のとおりである。

内容見直し	石動コミュニティセンター管理運営、ふるさと歴史館管理運営事業
事業規模拡大	おやバススポーツクラブ、社会教育主事・スポーツ専門員派遣事業、情報教育環境整備事業、文化財保護事業、公民館管理運営事業（その他）、図書館管理運営事業、体育施設改修事業、教育センター管理運営費、小学校大規模改造事業、小学校英語教育推進事業、事務局運営費（奨学金事務）、クロスランドおやべ管理運営事業
委託拡大	学校給食センター管理運営事業

(2) 施策評価の結果

第6次総合計画における18の施策に対し、方向性区分に基づき評価を実施した結果は、次のとおりである。

方向性	歴史ロマンと文化の 都市づくり	キラリと光る健康 福祉都市づくり	計
廃止	0	0	0
市（現行どおり）	12	1	13
市（内容規模見直し）	5	0	5
市（民間活力見直し）	0	0	0
計	17	1	18

市（内容規模見直し）の方向性に該当する施策は、公民館の充実、指導者の育成と指導体制の充実、高等学校・高等教育の充実、就学支援の充実、文化施設の充実である。

(3) 外部評価の結果

教育に関する事務のうち、今回の外部評価を行ったものは3事業で、次のとおりに評価された。

事務事業名	外部評価委員評価								
	現 行 ど お り	ニ ー ズ 再 把 握	内 容 見 直 し	事 業 統 合	事 業 規 模 縮 小	事 業 規 模 拡 大	補 助 引 き 上 げ	委 託 検 討	委 託 実 施
ふるさと博物館管理運営事業	2		1			1		2	
学校給食センター管理運営事業								1	4
地域おやべっ子教室推進事業	2	2							1

学校給食センター管理運営事業は、委託検討、委託実施と委託を進める評価となった。

地域おやべっ子教室推進事業は、現行どおりと評価もされたが、ニーズの再把握の評価もいただいた。